第五百四十七条～第五百五十条　（略）

（削る）

（保健医療情報政策研究センターの所掌事務）

第五百五十一条　保健医療情報政策研究センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する情報の収集、評価、利用及び提供並びにこれらに関する政策の社会への実装の推進に係るものをつかさどる。

（削る）

第六百十四条から第六百二十二条の五まで　削除

第五百四十六条～第五百四十九条　（略）

（国際協力研究部の所掌事務）

第五百五十条　国際協力研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　保健医療等に関する国際協力の企画、調整、実施及び評価に関すること。

二　保健医療等に関する国外の情報の収集及び分析並びに国際保健活動に携わる人材の育成技術に関すること。

（研究情報支援研究センターの所掌事務）

第五百五十一条　研究情報支援研究センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する情報の収集、評価、利用及び提供に係るものをつかさどる。

第八款　国立児童自立支援施設

（国立児童自立支援施設の名称及び位置）

第六百十四条　国立児童自立支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
国立きぬ川学院	さくら市
国立武蔵野学院	さいたま市

（施設長及び次長）

第六百十五条　国立児童自立支援施設に、施設長を置く。

2　施設長は、国立児童自立支援施設の事務を掌理する。

3　国立武蔵野学院に、次長一人を置く。

4　次長は、施設長を助け、国立児童自立支援施設の事務を整理する。

（国立児童自立支援施設に置く課）

第六百十六条　国立児童自立支援施設に、次に掲げる課を置く。

庶務課

調査課

教務課

医務課

（庶務課の所掌事務）

第六百十七条　庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。

二　児童の食事に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、国立児童自立支援施設の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（調査課の所掌事務）

第六百十八条　調査課は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　児童の入退所、調査及び家庭環境の調整に関すること。

二　児童の自立支援に関する調査及び研究、統計報告、図書の編さん並びに資料の収集、編さん及び頒布に関すること。

第六百十九条　削除